

放課後等デイサービス
ゆりかご☆ドリーム
【重要事項説明書】

1 事業の概要

① 事業所の名称等

法 人 名	株式会社 ゆりかご
法 人 所 在 地	茨城県水戸市飯富町3467-1
事 業 所 名	ゆりかご☆ドリーム
サ ー ビ ス の 種 類	放課後等デイサービス
事 業 所 番 号	0850100306
事 業 所 所 在 地	茨城県水戸市飯富町3467-1
連 絡 先	電話 029-222-9668 FAX 029-229-8456
営 業 日	月曜日から金曜日 第2・第4土曜日
提 供 時 間	放 課 後 : 午後 1 時～午後 6 時 長期休暇 : 午前 9 時～午後 4 時 上記時間外で支援が必要と認められる場合は協議の上対応可
休 業 日	年末年始・お盆 その他
サ ー ビ ス 提 供 地 域	水戸市 その他の近隣地域
苦 情 受 付 窓 口	(株) ゆりかご 小野 祐子

② 職員の職種・人数

管理者	1名	事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
児童発達支援 管理責任者	1名以上	個別支援計画の作成の業務のほか、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする
指導員	2名以上	個別支援計画に基づき、利用者又はその家族に対し適切に指導等を行う。

2 事業の目的及び運営方針

事業所の従業者は、障害児の適性、その他の事情を踏まえた支援の確保をする。

2 当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、障害児及び保護者の意思をできる限り尊重し、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

3 障害児ができるだけ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業所の個別支援計画において5領域とのつながりを明確化した上で支援を行う。(5領域：①健康・生活 ②運動・感覚 ③認知・行動 ④言語・コミュニケーション ⑤人間関係・社会性)

4 事業の実施に当たっては、都道府県、関係市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 事業所運営を通して障害の有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・インクルージョンの推進に努める。

6 事業所は、当該事業所の運営状況に関し必要な情報の公表を行う。

3 指定放課後等デイサービスの内容

事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 個別療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を必要時間行う。

(2) 集団療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行う。

(3) 関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

(4) 健康状態の確認

(5) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については、必要な送迎サービスを行う。

(6) 相談、助言に関するこ

利用者及びその療育を行う者の日常生活における療育等に関する相談及び助言を行う。

4 利用料金

利用料については、根拠法に基づいた利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払います。

2 利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額については別紙参照するものとする。

(契約時 : _____ 年度 報酬改定に準ずる説明書 参照)

3 給付体系等の変更があった場合は、それに基づいて変更となり、その都度文書により通知する。

5 サービス利用に当たっての留意事項

(1) 利用児の体調・健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

(2) 利用児の疾病で、利用児の主治医が、放課後等デイサービス提供中に他者に感染する疾

病と診断した場合、サービスの利用はできない。

(3) 貴重品の持参において、利用者の管理下、可能なものとする。

(4) 施設内の備品、設備等において、本来の目的に従って使用すること。

(5) 利用者は事業所の施設及び設備において、故意又は重大な過失により、滅失、破損、汚

損した場合は、自己の費用により復するか、相当の代価を支払うものとする。

(6) 受給者証の内容及び連絡先の変更があった場合は、速やかに事業所に報告すること。

6 サービスの質の評価及び改善について

第三者評価の実施	(無)
事業所内評価の実施	(有) 職員及び事業所全体 自己評価 每年2月 事業自主点検調書 年度末月
保護者による評価の実施	(有) 毎年2月→ 自己評価結果の公表 每年4月 支援の改善

7 事故発生時の対応

社会福祉施設総合損害保障保険に加入し、業務中の事故発生時には迅速に対応する。

8 ハラスメントの禁止

事業所は、職場におけるハラスメント（セクハラ・パワハラ等）を防止するために職員が遵守すべき事項や防止するためのハラスメント防止規定を定め、働きやすい職場環境を実現する。

9 緊急時の対応方法

利用者の家族に連絡し、家族の指示に従います。また、急病等で救急を必要と判断した場合は主治医及び家族に連絡して救急車の出動を依頼する。

緊急時の連絡先

連絡順	氏名	住所	電話番号
第 1			
第 2			
第 3			
主治医			